○厚生労働省令第五十四号

国家戦略特別区域法 (平成二十五年法律第百七号)第二十条の五第一項第二号の規定に基づき、 厚生労働

省関係国家戦 路特別 区域法施 行規則の一 部を改正する省令を次のように定める。

令和元年九月三十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令

厚生労働省関係国家戦略特別区 域法施行規則 (平成二十六年厚生労働省令第三十三号)の一 部を次の表の

ように改正する。

(傍線
部部
分は
改
正部
分

に従い薬剤遠隔指導等を実施させること。 に従い薬剤遠隔指導等を実施させること。 に従い薬剤遠隔指導等を実施させること。 をはい、表の薬局において薬剤の販売又は授与に従来がに掲げる事項を定めた服薬指導計画を、当該特定処方箋薬別遠隔指導等利用者ごとに、事する薬剤師に、あらかじめ、対面により、当該特定処方箋事する薬剤師に、あらかじめ、対面により、当該特定処方箋事する薬剤の原音を定めた服薬指導を行わせていること。 をは、表の薬局において薬剤の販売又は授与に従れ、薬局開設者が、その薬局において薬剤の販売又は授与に従来の提供をである。	導を行わせることが困難な場合であって、次に掲げる要件を満剤の適正な使用のための情報の提供及び薬学的知見に基づく指事する薬剤師に、対面により、特定処方箋により調剤された薬り、薬局開設者が、その薬局において薬剤の販売又は授与に従ニ 特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者又は薬局開設者の事情によ	合又は通常の公共 利師の数及び薬剤 特定処方箋薬剤	に該当する場合とする。を希望する旨の申出に基づくものであって、次の各号のいずれかを希望する旨の申出に基づくものであって、次の各号のいずれか場合は、特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者からの薬剤遠隔指導等を行わせる場合) (薬剤遠隔指導等を行わせる場合)	改正後
	(新設)	新設) 新設) お場合とする。 の距離が相当程度長い場合又は通常の公共交通機関の利用の距離が相当程度長い場合又は通常の公共交通機関の利用の距離が相当程度長い場合又は通常の公共交通機関の利用	用者の居住する地域における薬剤師の数及び薬局の数が少なく、を希望する旨の申出に基づき、当該特定処方箋薬剤遠隔指導等利場合は、特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者からの薬剤遠隔指導等第三十一条 法第二十条の五第一項第二号の厚生労働省令で定める(薬剤遠隔指導等を行わせる場合)	改正前

(4) (3)	 す め	(2)	法	(1)
その他薬剤遠隔指導等において必要な事項薬剤遠隔指導等を行うことができない場合に関する事項	9る事項の情報の提供及び薬学的知見に基づく指導の組合せに関	薬剤遠隔指導等並びに対面による薬剤の適正な使用のた	に関する事項	薬剤遠隔指導等で取り扱う薬剤の種類及びその授受の方

附

則

この省令は、 公布の日から施行する。